

日 点 委 広 報

日 本 の 点 字

創 刊 号

目 次	創刊にあたって	会長 肥後基一	1
	経過報告		2
	点字数学記号の追加・改訂について（報告）	点字数学記号専門委員会	5
	日本点字委員会会則		10
	あとがき		12

1971年9月10日

日 本 点 字 委 員 会

東京都新宿区諏訪町212
日本点字図書館内日点委事務局
電話 東京(03) 209-0241

創 刊 に あ た っ て

会長 肥後基一

1966年（昭和41年）に日本点字研究会が解散し、それに代って点字のあらゆる問題を処理するために日本点字委員会が発足した。

わが国の点字は翻案後80年の歴史を持っているが、その表記法についてはなお完全な一致を見ず、各出版所や図書館によって独自の表記法を採用しているむきもあり、これらを調整し統一することが本委員会に課せられた第一の仕事であった。幸いにして委員諸士の精力的な努力により、これらの相違点を一応統一し、今回「日本点字表記法」（現代語篇）として出版することができた。

しかし、今回はそれらの相違点を統一することに主眼がおかれ、真に体系化を図るためにはなお残された課題も少なくない。古典の表記法・点字数学記号・点字理化学記号など点字をめぐる問題は多い。今後委員会としてはそれらの問題に取り組むつもりではあるが、そうした経過を多くの方に知っていただく

とともに、またご意見も賜わりたいと考えている。そうした意味でこの広報を創刊することにした。

なお、第4回総会において、私ははからずも会長に推選された。もとよりその器ではない。殊に前会長鳥居先生の偉大さを思う時、後任として先生の遺志を引き継いで更に発展させることができるかどうか不安である。しかしながら重責をお受けしたからには本会の目的達成に全力を注ぐ覚悟である。

全国の盲学校・点字出版所・点字図書館等関係各位のご協力を切にお願いする次第である。(1971年8月31日)

経 過 報 告

日本点字委員会は1966年日点研の解散によって発足した。同年7月、全日盲研松山大会において盲教育界から阿佐、折本、木塚、永井、松田の5名が選ばれ、また8月日盲社協千葉大会において盲人福祉界から尾崎、下沢、高橋、肥後、宮田の5名が選ばれた。次いで、9月日点図書館において両界代表委員会を開催し、鳥居篤治郎氏を学識経験者委員として選出し、清水(付属盲)および露木(東視センター)の兩名を事務局担当委員に選出した。ひき続き第1回委員総会を開催して日本点字委員会会則を制定し初代会長に鳥居篤治郎委員、副会長に肥後基一委員、事務局長に清水友次郎委員を選出した。

その後、全日盲研問題などで財源確保が困難であったので、委員総会を開催することができずいわば開店休業状態であった。

その間、日本点字表記法についての問題点を検討していたが昨年日本点字制定80周年記念を迎えるにあたって日本点字表記法の統一を求める機運が急激に高まった。さらに、その記念事業として点字の統一と表記法の出版に関する全面的援助の約束を日本盲人福祉委員会の北村事務局長から得たので、7月末日本点字図書館において、第2回委員総会を開催した。この総会において本間一夫氏を学識経験者として推選したほか、全国盲学校長会と日盲連からも各1名ずつ学識経験者を推選してもらうことを決定した。さらに、かなづかいについて連濁・連呼、長音及び小数点の問題、分ち書きについては句点・中点・

行末のつなぎなどの問題が討議され長音と小数点の問題を除いては合意に達した。

次いで、同年8月末、大阪の点字毎日において第3回委員総会を開催した。この総会には、中林左近全国盲学校長会会長代理として、本間大阪府盲教頭と日盲連の大野副会長も学識経験者委員として加わった。この総会では「日本点字表記法」(現代語篇)の活字版および点字版の編集について、小委員会原案が提出され種々検討を行なった。その他に、点字数学記号専門委員会を構成することを決定し尾関付属盲教諭と下沢委員を日点委から推選し、その他に関盲研および近盲研から各2名ずつ選出してもらうこととした。

なお、この総会においても長音と小数点について結論を得ることはできなかったが、その後、持ち回り委員総会で長音については本則と許容事項に整理することにした。なお、詳しくは「日本点字表記法」(現代語篇)を参照されたい。

「日本点字表記法」(現代語篇)は、これらの決定に基づいて編集出版され日本盲人福祉委員会に買い上げてもらい、点字版は6月活字版は7月に関係方面に配布された。

第4回委員総会は本年7月21日に日本点字図書館において、中林校長会長の代理として伊藤八王子盲学校長を加えて開催され次の事柄を決定した。

1. 事業報告

「日本点字表記法」(現代語篇)点字版と活字版の編集および出版の経過報告が承認された。

2. 事業計画

(1) 点字数学記号専門委員会は尾関、下沢両委員のほか関盲研から岩崎(埼玉盲)根本(文京盲)、近盲研から大橋(京都府盲)岡崎(兵庫盲)の4教諭が推選されたのでこの6名で構成し、点字数学記号の追加および修正を検討し日点委に原案を提出してもらうこととした。

(2) 点字理化学記号専門委員会を発足させることとし、日点委から林・尾関の両付属盲教諭および阿佐・宮田の高委員を推選し、関盲研と近盲研の理科部会に各2名の委員の推選を委嘱することとした。この専門委員

会は、点字理化学記号の追加および修正、並びに、日本点字表記法や点字数学記号の体系との調整の原案提出を依頼することとした。

(3) 外国語点字の手引きの活字版の発行を行なうこととし、永井・木塚の両委員を中心に編集委員会を結成して作業を進めることとした。

(4) 関東並びに関西小委員会を作り「日本点字表記法」(現代語篇)の問題点や古語の表記などについて検討を続けることとした。なお各方面からの意見などもここで集約し、討議に反映させることとし、最初の編集責任者には下沢・永井の両委員があたる。

(5) 日点委の広報を発行することとし、編集は阿佐・木塚の両委員および事務局担当委員でこれにあたる。

※ 総会后、小林(葛飾盲)瀬尾(付属盲)の両教諭および丹羽氏(日点)に事務局担当委員を依頼した。

(6) 「日本点字表記法」(現代語篇)の販売について事務局から提案があり、点字版 450 円、活字版 300 円(いずれも送料共)で、日点委事務局で販売することとした。

3. 組織充実

組織の形態は従来通りとして、運営費や事業資金を確保するため、関係方面へ補助を要請することとした。事務局は引き続き日本点字図書館に置き、通信連絡と販売事務を担当し、広報の発行は編集委員会が担当することとした。

4. 役員改選

鳥居篤治郎会長の死去に伴い肥後基一副会長が第2代会長に選出され、副会長には本間一夫委員と校長会推選の学識経験者委員の両名を選出した。

翌日盛岡で開かれた全国盲学校長会の理事会で鈴木栄助山形盲校長が学識経験者委員として推選されたので日点委の副会長は本間・鈴木の両委員に確定した。

なお事務局長には下沢委員があたることになった。

5. 小数点について

「日本点字表記法」(現代語篇)をまとめるにあたって統一できなかった小数点について検討を行なった。その結果四・六の点は数学記号の体系上問題があり、三の点は助詞「は」と同一であるため問題があるので両体系に抵触しない二の点を小数点とし、大きな数の3けたないし4けたの区切りを三の点または二・三の点とする案を今後小委員会で1・2年かけて検討することとした。もしこの案に支障がある場合は、現状通り専門書とその他で使いわけるほかはないであろうという意見が出された。

点字数学記号の追加・改訂について(報告)

日本点字委員会点字数学記号専門委員会

昨秋、高等学校学習指導要領が改訂され、高校の数学に集合、論理、写像の立場から見た関数、ベクトルと行列などの新しい内容が導入されることになった。盲学校においてもこれらの内容を取扱う以上、それを記述する記号が用意されねばならない。わが国の点字数学記号は1962年(昭和37年)、日本点字研究会によって大幅に改訂され、今日に及んでいる。この時の改訂も翌年度より実施された学習指導要領の改訂を考慮して行なわれたもので、当時の状況から見れば、相当に革新的なものであった。しかし数学教育現代化のテンポは極めて速く、今回の指導要領の改訂では、論理、写像、行列等、現在の記号ではその記述に困難を感じるようになってきた。

一方、数年前より大学において数学を学習しようとする盲学生が見られるようになり、これらの学生の間で使用する記号を協定しようとする動きが見られるようになった。

以上にかんがみ、日本点字委員会点字数学記号専門委員会においては、別記1、2、3などを参照して本案を作成した。

追加、改訂の方針

I.ゴチック体で書かれるベクトルや行列は、大部分の生徒が履修すると考

えられる「数学一般」や「数学ⅡA」などの内容にも含まれるので、この際、「五の点」や「四・五・六の点」はゴチック体（またはドイツ文字）の前置記号に専用し、乗法のドットは別に定める。

Ⅱ．論理記号〔すべての、 \forall 〕、〔存在する、 \exists 〕〔否定、 \neg 〕、〔または、 \vee 〕、〔かつ、 \wedge 〕、〔ならば、 \Rightarrow 、 \Leftarrow 、 \Leftrightarrow 〕などを定める。

Ⅲ．写像の合成などを表わす〔 \circ 〕を設ける。

Ⅳ．集合、位相、代数などに関する若干の記号を追加する。

Ⅴ．文字の真上、右上、右下、左上等につける記号の構成に規則性を与える。

Ⅵ．行列等の表記法を定める。

以上に基づいて、次の各規則および記号を設ける。

A．修正すべき規則および記号

方針Ⅰにより

(1) 小文字 $a b c \dots j$ に数係数が先行する場合、数字と文字の間には、外国字符（五・六の点）を書く。

（従来、ドットを用いていたが 今後は上の規則による。）

(2) 乗法のドット（従来、五の点）を「二の点」に改める。

(3) \log （従来四・五・六の点）は点字でもそのまま、 \log と書く。

(4) 導関数のドット（従来、四の点、五の点 二ます）は「四の点、二の点 二ます）に改める。

(5) 数字のサウィックスの略記法は廃止し、すべて「六の点」を前置する。

B．追加すべき記号

方針Ⅱにより

(1) 限定記号（すべての） \forall 「四・六の点、三の点」

例 $\forall x \quad x \in \mathbb{R} \quad \dots \quad \dots$

(2) 限定記号（存在する） \exists 、「四・六の点、二・六の点」

例 $\exists x \quad x \in \mathbb{R} \quad \dots \quad \dots$

(3) 命題の否定 \neg 、「二・五・六の点」

例 $\neg A \quad \dots \quad \dots$ (1)(2)(3)は前一ますあける。

(4) 論理和（または） \vee 、「三・四・五・六の点」

例 $A \vee B \quad \dots \quad \dots$

(5) 論理積 (かつ) \wedge 、「一・四・五・六の点」

例 $A \wedge B$ $\begin{matrix} \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \end{matrix}$

(6) ならば \Rightarrow 「二・五の点 二・五の点 一・三・五の点」 \Leftarrow 「二・四・六の点 二・五の点 二・五の点」 \Leftrightarrow 「三・四・六の点 二・五の点 二・五の点 一・三・五の点」

例 $P \Rightarrow Q$ $\begin{matrix} \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \end{matrix}$ (4)(5)(6)は前後一ますあける。

方針Ⅲにより

(7) 写像の合成 \circ 「三の点」例 $f \circ g$ $\begin{matrix} \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ \end{matrix}$

方針Ⅳにより

(8) たて線 $|$ 「四・五・六の点」例 1. $\{x \mid f(x) = 0\}$ $\begin{matrix} \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \end{matrix}$ 。例 2. $P(A|B)$ $\begin{matrix} \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \end{matrix}$ 。例 3. $a|b$ $\begin{matrix} \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ \end{matrix}$

(9) a は b の約数でない。 \nmid 「四・六の点、四・五・六の点」例 $a \nmid b$ $\begin{matrix} \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \end{matrix}$ 。(8)(9)は後一ますあける。

(10) 個数 $\#$ 「一・二・三・四・六の点」例 G $\begin{matrix} \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \end{matrix}$

(11) 同型、 \approx 「五の点、三・六の点、五の点、三・六の点」

例 1. $A \approx B$ $\begin{matrix} \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \end{matrix}$

\approx の場合、「五の点、三・六の点、二・五の点、二・五の点」

(12) ホモトープ \simeq 「五の点、三・六の点、二・五の点」

例 $f \simeq g$ $\begin{matrix} \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \end{matrix}$

(13) 順序 \prec 「三・五の点、三・五の点」

例 $a \prec b$ $\begin{matrix} \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \end{matrix}$

\prec の場合 「二・六の点、二・六の点」

(14) 正規部分群 \triangleleft 「三・四・六の点」

例 $N \triangleleft G$ $\begin{matrix} \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \end{matrix}$

(15) 群の演算 \oplus 「二・六の点」例 $a \oplus b$ $\begin{matrix} \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \end{matrix}$

(16) クロネッカー積、テンソル積、 \otimes 「一・六の点」

例 $A \otimes B$ $\begin{matrix} \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \end{matrix}$

(17) アスタリスク $*$ (演算記号として用いる場合) 「一・二・六の点」

例 $a * b$ $\begin{matrix} \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \\ \circ & \circ & \circ & \circ \end{matrix}$ (13)~(17)は前後一ますあける。

(18) ノルム $\| \quad \|$ 「一・二・五・六の点、一・二・五・六の点で囲む」

日本点字委員会会則

第一章 総 則

第一条（名称） 本委員会は日本点字委員会と称する。

第二条（目的） 本委員会は盲教育界、盲人社会福祉界など関係各界の総意にもとづき、日本の点字表記法を決定する唯一の機関として、広く各界の研究成果を積みあげ、未来への展望のもとに権威ある決定を行ない、その普及徹底をはかることを目的とする。

第三条（事業） 本委員会はその目的を達成するためつぎの事業を行なう。

- 1) 点字表記法の決定および修正。
- 2) 点字の普及徹底。
- 3) 内外に於ける関係諸団体との連絡交渉。
- 4) 広報および研究紹介などのための会誌の発行。
- 5) その他、必要関係事業。

第二章 組 織

第四条（構成） 本委員会は盲教育界代表委員、盲人社会福祉界代表委員、学識経験者の委員、および事務局担当委員で構成する。

第五条（委員選出） 本委員会の委員の任期は6年とし、留任も可とする。その選出の方法はつぎのとおりとする。

- 1) 盲教育界代表委員（5名）。全日本盲学校教育研究会点字分科会において推薦し、総会の承認を得て選出する。
- 2) 盲人社会福祉界代表委員（5名）。日本盲人社会福祉施設協議会点字研究会において推薦し、総会の承認を得て選出する。
- 3) 学識経験者の委員は、点字研究者・国語学研究者などの中から若干名を、両界代表委員会において協議し選出する。
- 4) 事務局担当委員（若干名）は盲教育界および盲人社会福祉界から会長が委嘱する。

第三章 役 員

第六条（役員） 本委員会は会長1名・副会長1名～2名および事務局長1名の役員を置く。

第七条（役員選出） 本委員会の役員は委員総会において互選し、その任期は6年とし、留任も可とする。

第八条（役員の任務） 本委員会役員の任務はつぎのとおりとする。

- 1) 会長は本委員会を代表し、会務を総理する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれにかわる。
- 3) 事務局長は本委員会の事務を処理する。

第 四 章 会 合

第九条（会合） 本委員会は委員総会・両界代表委員会・専門委員会・小委員会・事務局会などの会合を行なう。

第十条（委員総会） 委員総会は本委員会唯一の決定機関で、会長が招集し、年1回以上開かれ、委員の三分の二以上の出席をもって成立し、その決定は出席委員の四分の三以上の同意をもって有効とする。

第十一条（両界代表委員会） 両界代表委員会は盲教育界および盲人社会福祉界の代表委員で構成し、学識経験者の委員の選出を行なう。

第十二条（専門委員会） 本委員会は楽譜・数学記号および理化学記号など特別の分野の問題について審議するため、委員総会において臨時に若干名の専門委員を選出し、担当委員とともに専門委員会を構成する事ができる。専門委員会の任務は委員総会より委託された事項の審議を行ない、委員総会に答申することであり、その任期は委員総会の決定および公表をもって委託事項が終了する時までとする。

第十三条（小委員会） 本委員会は原案を検討するため、若干名の委員により小委員会を構成することができる。

第十四条（事務局会） 本委員会は会誌の編集その他必要な場合、事務局会を開くことができる。

第 五 章 事務局および事務

第十五条（事務局） 本委員会の事務局は事務局長および事務局担当委員などによって構成し、本委員会の事務処理に当る。

第十六条（会計） 本委員会の経費は補助金・寄付金などをもってこれに当てる。

第十七条（事務局担当事務） 本委員会事務局はつぎの事務を行なう。

- 1) 委員会名簿および関係諸団体住所録の常備
- 2) 諸会合の記録簿の保管
- 3) 会計簿および各年度の会計決算報告書の作成
- 4) 会誌の編集および発行
- 5) 諸連絡通知の事務
- 6) その他関係事務

第 六 章 付 則

第十八条（会則改訂） 本委員会会則は全委員の四分の三以上の同意を得て改訂することができる。

第十九条（細則） 本委員会は必要な場合、細則を定めることができる。

第二十条（施行日） 本会則は昭和41年7月24日より実施する。

あ と が き

日点委広報の創刊号を出すにあたって、編集部で種々検討した結果、表題を「日本の点字」とすることにした。この度永年の懸案であった日本の点字表記法の一応の統一をとげることができたのを記念して、今後日本の点字は、この日点委の広報を通じて改善して行きたいという気持ちをこめたからである。

「日本点字表記法」（現代語篇）について、多くのご意見をいただいた。今後とも小委員会で検討し、表記法の改善に反映させたり、主など意見については、この広報をとおして日点委の見解を述べたいと思っている。

日点委では委員総会の開催の度ごとに、広報を発行する予定なので、この「日本の点字」に対しても皆様方のご意見をいただければ幸である。

最後に全国盲学校長会より2万円の補助金をいただき、この広報の点字版と活字版とを発行することができたことを深く感謝している。 （編集部）